寄付金控除等の対象となる地方独立行政法人の追加

平成30年4月から設立可能となる①窓口関連業務を行う地方独立行政法人、②介護医療院を設置・管理する地方独立行政法人について、寄付金控除等の対象に追加。

現行制度

現在設立されている地方独立行政法人に対する寄付金(財産の寄付を含む。)については、全て課税標準の特例措置 (所得金額から控除、又は損金に算入)の適用対象とされている。

【対象税目】 (国税) 所得税、法人税、相続税 (地方税) 個人住民税、法人住民税、事業税

改正内容

【特例措置の適用対象(現行)と追加する業務】

<現行>

- 試験研究

- 病院事業
- 社会福祉事業
- 公立大学

<追加>

• 窓口関連業務



· <u>介護医療院</u>

※設立例あり

- 介護老人保健施設
- 博物館等

窓口関連業務を行う地方独立行政法人

- 〇 「地方独立行政法人法」の一部改正により、地方独立行政法人の業務に、 市区町村の窓口関連業務のうち定型的なものを追加(H30.4施行)。
- 公権力の行使にわたる事務(審査や交付決定等)を含めて地方独立行政 法人が実施。
- ▶ 外部資源活用の新たな選択肢として創設

介護医療院を設置・管理する地方独立行政法人

- 〇 「介護保険法」の一部改正により、
 - 長期療養のための医療
 - ・ 日常生活上の世話(介護)

を一体的に提供する新たな介護保険施設として「介護医療院」を創設 (H30.4施行)。

⇒ 地方公共団体が経営を行う介護療養型医療施設からの転換先として創設
※今後、地方独立行政法人法施行令の改正により、業務を追加する予定。